

(別 紙)

農家経営安定資金（小災害資金：令和5年4月凍霜害資金）の留意点

1 対象者及び資金使途

令和5年4月の凍霜害により農業経営に被害を受けた農業者等を対象に、営農のために必要とする運転資金を融通するものです。

(自らの農業経営の再建や維持安定に必要な不可欠なものとして収入保険の保険料等や果樹共済の共済掛金等を支払う場合には、「営農のために必要な運転資金」として、収入保険の保険料等及び果樹共済の共済掛金等を融資対象として差し支えありません。)

2 本資金のコード

「福島県制度資金利子補給事務電算処理要領」の「福島県制度資金電算コード表」に定める小災害資金における災害コードは、「05042」です。

3 融資について

- ① 本資金の融資に当たっては、農業被害証明書により農業被害の実態を確認の上、営農のために必要な運転資金を認定してください。
- ② 改植、施設設置等で多額の資金を必要とする場合は、農業近代化資金や日本政策金融公庫など他の農業制度資金を活用し、資金需要に対応願います。
- ③ 負債整理のための既存融資残の借り換えに充てることはできません。

4 償還方法

償還期限は5年以内（うち据置期間1年以内）です。

元金の償還は、均等年賦又は一括償還です。

償還日は、毎年3月20日又は、12月20日のいずれか1日です。

5 貸付限度額について

300万円以内です。

6 本資金の期限

融資機関への申込期限：令和6年3月8日（金）まで

利子補給承認申請：令和6年3月15日（金）まで

利子補給承認：令和6年3月28日（木）まで

貸付実行期限：令和6年6月28日（金）まで

※貸付実行期限までに貸付できなくなった場合は、速やかに所定の手続きをしてください。

7 債務保証

通常の農家経営安定資金の保証引受条件となります。

※福島県農業信用基金協会の保証条件

- 1) 保証料率 年0.27%
- 2) 保証割合 100%
- 3) 担保・保証人

- ・個人： 保証申込額が無担保かつ第三者保証人を徴求していない他の基金協会保証付資金（農業近代化資金等を除く農業資金）の既保証額と合わせて1,500万円（認定農業者及び特定の農業資金借入者は3,600万円）以内の場合、無担保・無保証人。

農業近代化資金等を借り入れている場合は、無担保・無保証人の既保証額と合わせて3,000万円（認定農業者にあつては3,600万円）を無担保・無保証人の上限とする。

- ・任意団体： 原則任意団体と構成員全員の連帯債務により、任意団体と構成員全員に対するすべての無担保・無保証人扱いの既往保証残高との合計を構成員数で除した額が1,200万円以内の場合、無担保・無保証人

- ・法人： 代表者個人連帯保証により、保証申込額が既保証額（有担保および農業近代化資金等を除く）と合わせて3,000万円（認定農業者及び特定の農業資金借入者は3,600万円）以内の場合、無担保。

農業近代化資金等を借り入れている場合は、無担保の既保証額と合わせて6,000万円（認定農業者にあつては7,200万円）を無担保の上限とする。

8 貸付利率及び利子補給率

貸付利率については、0.7%以内（融資機関において0.3%以上を負担していただきます。）、県の利子補給率は、0.95%で取扱期間中固定とします。

9 利子補給承認申請

- (1) 農家経営安定資金利子補給承認申請書に次の書類を添付し提出してください。
 - ① 農家経営安定資金（小災害資金）借入申込書の写し。
 - ※「損失率」欄は記入不要です。
 - ※「農産物の損失額」欄には減収見込額を記入してください。
 - ② 農業被害証明書（内容は、別紙「令和5年4月凍霜害資金農業被害証明書（例）」に準拠したもの。）
- (2) 記入漏れや記入誤りによるエラーにより利子補給承認が遅れることがないよう、下記の資料を参考に正確に作成してください。
 - ① 福島県制度資金利子補給承認申請書等作成要領（最終改正：平成24年6月18日）
 - ② 福島県制度資金電算コード表（最終改正：令和5年4月1日）

10 完了確認について

今回の資金については、これまでの他の小災害資金と同様に、借受者から県に対する完了届の提出は要しません。